

安全保障理事会

配布：一般

2013年11月15日

原文：英語

アゼルバイジャン、ブルンジ、エチオピア、ガボン、ガーナ、ケニア、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、ナミビア、ルワンダ、セネガル、トーゴおよびウガンダ：決議案

安全保障理事会は、

2008年2月6日付（S/PRST/2008/4）および2013年5月13日付（S/PRST/2013/5）の安保理議長声明を想起し、

国際の平和および安全の維持に対する安保理の強い公約を再確認し並びに刑事責任の免除と闘いそしてケニアにおける2007–2008年の選挙後の暴力の全ての実行者の責任を問う必要性を想起し、

2008年国民合意および和解法と2010年のケニア憲法に従って、ケニア政府により遂行された改革、とりわけ司法行政、安全および統治、刑事責任の免除との闘い、並びに選挙後の暴力で損失に苦しんだ被害者に対する賠償、選挙後の暴力的犯罪の捜査と起訴、証人保護機関の運用開始、司法、平和、安定、国民の団結の促進と回復およびケニアにおける国民和解と再定住を提供しつつ、国内避難民の再定住に向けて政府により取られた措置を承認し、

2007–2008年の選挙後の暴力に関連してまたケニアが当事国である、裁判所のローマ規程の第15条に基づいて、ケニア共和国における事態について自己の発意により検察官が捜査を始めることを承認した国際刑事裁判所（以下「裁判所」）の2010年3月21日の決定を検討し、

ケニア政府と全ての被告訴人が、過去5年の間を裁判所への対象として広げたという協力関係に感謝の念をもって留意し、

ウフル・ミガイ・ケニヤッタ氏とウィリアム・サモイ・ルト氏が、2013年3月に、それぞれ、ケニア共和国の大統領と副大統領に民主的に選ばれたことに更に留意し、

前者に対する事件の公判は、2014年2月5日に始まることが以前に計画されていた一方で、裁判所は、後者に対する公判を、2013年9月10日に始めたことを考慮し、

ケニア共和国の大統領と副大統領に対して始められた手続は、ケニア憲法の関連する規定において詳述されたような、自らの責任と広範な義務を十分に果たすことから彼らをそらした妨げていることを強調し、

その多くがアフリカの幾つかの地域や準地域で増大している、武装集団により実行された増加している暴力が、国際の平和および安全に対する重大な脅威を与え続けていることに安保理の深い懸念をくり返し表明し、そしてテロリストの暴力が、社会的および経済的開発を促進するアフリカ諸国の取組に悪く影響し、またアフリカにおける地球規模の安定と繁栄を損ねていることを想起し、

ソマリアを含む、アフリカの角および東部アフリカにおける平和と安全の回復に対するその貢献について、また国の、地域のそして国際的なレベルでテロと闘うためにとられた行動についてケニア政府を称賛し、

ケニアとアフリカの角および東部アフリカの他の諸国に対する現在のテロリストの脅威について深い懸念を表明し、そして国際連合憲章の下でのその責任に従って、あらゆる形態のテロリズムと闘う安保理の決意をくり返し表明し、

ナイロビのウェストゲイト・ショッピング・モールでのテロリストの攻撃を非難している 2013年9月21日の安保理報道声明を想起しそしてこの困難な時期におけるケニアの国民と政府との安保理の連帯を表明し、

ケニアの大統領および副大統領としての、ウフル・ミガイ・ケニヤッタ氏とウィリアム・サモイ・ルト氏の通常の広範な義務は、最近のテロリストの攻撃と国の安全に対する執拗な脅威の両方によりいっそうひどくなっていることを確認し、そしてテロとの闘いにおける最前線の国家としての、自らの指

導力の下での、ケニアの決定的な役割を考慮し、

国家の高級官僚の刑事責任の免除に関する国際慣習法の規範を遵守する必要性を再確認しそして国際関係の安定を確保するためのその重要性を確認し、

ローマ規程の第 1 条に従って、ICC は国の刑事裁判権を補完するものとすることを想起し、

いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第 7 章の規定に基づいて採択した決議により裁判所に対してこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後 12 か月の間、この規定に基づいて開始し、又は続行することができないという裁判所のローマ規程の第 16 条を考慮し、

裁判所のローマ規程の第 16 条に従ってまたアフリカ連合総会の特別会期の 2013 年 10 月 12 日付の決定 Ext/Assembly/AU/Dec.1(Oct.2013)に従って、ケニアの大統領および副大統領に対する捜査と訴追の延期を要求している、安全保障理事会議長宛のケニア政府からの 2013 年 10 月 21 日付書簡に留意し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に留意し、

国際連合憲章の第 103 条に従って、国際連合加盟国のこの憲章に基づく義務と他のいずれかの国際協定に基づく義務とが抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先することを念頭において、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

1. 国際刑事裁判所に対し、裁判所のローマ規程第 16 条に従って、12 か月の間 ウフル・ミガイ・ケニヤッタ大統領と ウィリアム・サモイ・ルト副大統領に対する捜査と訴追を延期することを要請する。

2. 事務総長と裁判所に対し、本決議の採択から 2 か月以内に、その実施について講じられた活動について、安保理に報告することを招請する。

3. 加盟国は、第 1 項および自らの国際的な義務と一致しない行動をとらないものとすることを決

定する。

4. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。